

岡崎市森林整備地域活動支援交付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、適切な森林の整備を通じて、森林の有する多面的機能の持続的発揮を図るため、予算の範囲内において交付する岡崎市森林整備地域活動支援交付金（以下「交付金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(規則等との関係)

第2条 交付金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）及び本交付金交付要綱に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号。以下「国実施要領」という。）
- (2) 愛知県森林整備地域活動支援交付金交付要綱（平成14年4月1日付け14林第165号）
- (3) 愛知県森林整備地域活動支援交付金事務取扱要領（平成15年6月1日付け15林第127号）

(交付対象者)

第3条 交付対象者は、地域活動の着実な推進を図るため、市長と締結する協定に基づき地域活動を行う者とする。

(交付対象行為)

第4条 交付対象行為は、市長と締結する協定に基づき実施される次の各号に掲げる行為とする。

- (1) 森林経営計画作成促進
（経営委託、共同計画等、間伐促進）
- (2) 森林境界の明確化
（森林境界の測量、森林境界案の作成）
- (3) 森林所有者の探索
- (4) 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備

(交付金の額)

第5条 交付金の額は、別表1で定める地域活動に要した額とし、対象経費は国実施要領別紙1のI5(1)森林整備地域活動支援対策に定める

経費とする。ただし、予算の範囲内で、同表で定める交付金の積算基礎森林となる森林の面積に、別表2で掲げる交付単価を乗じた額を上限とする。

(交付申請)

第6条 交付金の交付申請をしようとする者は、岡崎市森林整備地域活動支援交付金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添え、地域活動に着手する前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 位置図
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは交付金の交付を決定し、交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(活動の着手)

第8条 事業の着手は、原則として前条の規定による交付金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、当該年度にやむを得ない事情により交付決定前に着手する場合があります。市長が必要と認める場合は、この限りではない。

- 2 交付決定前に活動を実施しようとする者は、交付決定前着手申請書(様式第3号)に第6条各号に掲げる書類を添え、事業に着手する前までに市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付決定前着手承認通知書(様式第4号)に必要な条件を付して、申請者に通知するものとする。

(対象行為の変更の承認)

第9条 交付金の交付決定を受けた者(以下「交付事業者」という。)は、当該交付決定に係る対象行為の内容について、対象行為を変更し、交付金額に変更が生じるときは、あらかじめ岡崎市森林整備地域活動支援交付金交付申請変更承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは岡崎市森林整備地域活動支援交付金変更交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（対象行為の中止又は廃止）

第10条 交付事業者は、当該交付決定に係る対象行為を中止、又は廃止しようとする場合においては、岡崎市森林整備地域活動支援交付金交付申請中止（廃止）承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは岡崎市森林整備地域活動支援交付金中止（廃止）決定通知書（様式第8号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 交付事業者は、対象行為が完了したときは、岡崎市森林整備地域活動支援交付金実績報告書（様式第9号）に、次の各号に掲げる書類を添え、当該事業の完了後30日以内（30日以内に当該年度の末日が到来する場合にあっては、当該年度の末日まで）に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支精算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地での検査を行い、事業の成果が交付金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、岡崎市森林整備地域活動支援交付金確定通知書（様式第10号）により、交付事業者に通知するものとする。

（交付金の交付）

第13条 交付金は、前条に規定する額の確定後、交付事業者からの請求により交付する。

(検査等)

第14条 市長は、交付対象行為に関して必要があると認めるときは、交付事業者に対して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

2 交付金の交付を受けた者は、当該交付対象行為に関連する帳簿類及び証拠書類、その他当該行為の実施経過を記録した書類を整理し、行為完了年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(雑則)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和8年3月31日限りでその効力を失う。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月2日から施行する。

別表 1

地域活動の種類		地域活動の内容及び積算基礎森林
森林整備地域活動支援交付金	森林経営計画作成促進	市長と締結する協定に基づき、「国実施要領」別表 2 の I の 2 の 1 の (2) の ① のアで定められた対象森林において、同要領別表 2 の I の 2 の 1 の (1) に該当する地域活動。 積算基礎森林の面積は、同要領別表 2 の I の 2 の 1 の (2) の ③ のアの (ア) の b に基づき算出する。
	森林境界の明確化	市長と締結する協定に基づき、「国実施要領」別表 2 の I の 2 の 1 の (2) の ① のイで定められた対象森林において、同要領別表 2 の I の 2 の 1 の (2) に該当する地域活動。 積算基礎森林の面積は、同要領別表 2 の I の 2 の 1 の (2) の ③ のイの (ア) の b に基づき算出する。
	森林所有者の探索	市長と締結する協定に基づき、「国実施要領」別表 2 の I の 2 の 1 の (2) の ① のウで定められた対象森林において、同要領別表 2 の I の 2 の 1 の (3) に該当する地域活動。 積算基礎森林の面積は、同要領別表 2 の I の 2 の 1 の (2) の ③ のウの (ア) の b に基づき算出する。
	森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備	市長と締結する協定に基づき、「国実施要領」別表 2 の I の 2 の 1 の (2) の ① のエで定められた対象森林において、同要領別表 2 の I の 2 の 1 の (4) に該当する地域活動。 積算基礎森林の面積は、同要領別表 2 の I の 2 の 1 の (2) の ③ のエの (ア) の b に基づき算出する。

別表 2

地 域 活 動		1ヘクタール当たりの 交付単価
森林経営計画作成促進	経営委託	38,000円
	共同計画等	8,000円
	間伐促進	30,000円
	不在村森林所有者加算	14,000円
森林境界の明確化	森林境界の測量	45,000円
	精度向上加算	10,000円
	リモセン加算	17,000円
	不在村森林所有者加算	13,000円
	森林境界案の作成	40,000円
森林所有者の探索	森林所有者の探索	5,000円
森林経営計画作成・ 森林境界の明確化に 向けた条件整備	森林経営計画作成促進	40,000円
	森林境界の明確化	